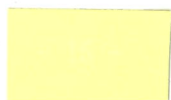


第 2 次能代市一般廃棄物処理基本計画中間見直し内容
(修正版)

能代市環境のまちづくり市民懇談会



3. ごみ排出量の推計

ごみ排出量の推計は、「収集・資源回収」については将来人口に分別区分ごとの原単位を乗じて算出します。「直接搬入ごみ」については、分別区分ごとに年間排出量を原単位とします。

なお、将来人口については、H22 と H27 の国勢調査の変化率に基づく5年毎の人口推計（コーホート変化率法：それ以外の年は5年間の変化数を割り返し）を用いて推計するものとし、分別区分ごとの原単位については、過去のデータを基に関数式をあてはめて推計しました。

区 分	平成28年度 (実績値)	令和4年度 (中間目標年度)	令和9年度 (計画最終年度)
人 口 (人)	53,859	48,865	44,280
ごみ排出量 (t)	20,002	18,577	16,865
1人1日排出量 (g)	1,017	1,016	1,043
リサイクル率 (%)	21.91%	27.06%	30.00%
最終処分量 (t)	2,782	2,653	2,530

※中間目標年度の値は、令和4年度一般廃棄物処理実施計画の計画値を適用しています。

4. 基本目標の設定、目標値の達成状況

本市における、ごみ減量、資源化、最終処分目標を次のとおり定めます。

基準年度は平成28年度とし、最終計画年度である令和9年度の目標数値を設定します。

なお、目標設定に際しては、可能な限り国や県の方針を考慮して、現状に合った目標値を設定します。

	国の目標値	県の目標値
排出量	12% 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 440g/人日	1人1日排出量%削減 (560g/人・日→500g/人・日)
再生利用量	約28%	目標値なし
最終処分量	約14%削減	約14%削減 (32,000t→27,000t)

※ 国：2025年度（令和7年度）の目標値 第四次循環型社会形成推進基本計画（H30.6）

※ 県：平成30年度に対する令和7年度の目標値

（第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画による R3. 3策定（計画期間R3～R7））

②リサイクル率の目標

■市回収分のリサイクル率

基準年度 28年度	中間目標 4年度	直近実績 3年度	最終年度目標 9年度
8.11%	8.70%	7.93% 未達成	9.00%

■民間回収分を含む市全体のリサイクル率

基準年度 28年度	中間目標 4年度	直近実績 3年度	最終年度目標 9年度
21.91%	24.69%	27.80% 達成	30.00%

【近年の傾向】

資源ごみについては市でも回収を実施していますが、排出時に手間のかからない民間事業者への持込が多く、年々市回収分の資源ごみの回収量が減少している状況となっています。また、毎年事業者からの資源ごみの回収量の調査を実施しており、それらを含めた回収量は年々増加傾向にあります。

【目標数値設定の考え方】

国の再生利用率目標値は、28%（令和7年度）を目指していますが、市内業者への持込が多数見られることから、市回収分の実績値は約8%となっています。現在は、市回収分と民間回収分を含むリサイクル率の2つの目標値を定めていますが、今後も民間業者回収分が増加が見込まれることから、市回収分は減少していくと考えられます。そのため、市回収分の目標値を削除し民間回収分を含む市全体のリサイクル率のみを目標値に設定するものとします。

民間事業者回収分の数量については、市外から持ち込まれた分も含まれることから、市外分を把握している場合は市内分のみを算入、混在している、又はわからないものについては按分するなどして、実態に少しでも近づけるようにして、資源ごみ回収量を算出します。なお、最終年度目標は30%に設定します。

③最終処分量の減量目標

基準年度 28年度	中間目標 4年度	直近実績 3年度	最終年度目標 9年度
2,782 t	2,627 t 5.6%以上削減	2,756 t 未達成	2,625 t 5.5%以上削減

【近年の傾向】

北部粗大ゴミ処理工場での有用金属のピックアップや、資源ごみの回収等、最終処分されるごみの減量を進めておりますが、目標値の達成に至っていません。

フリーマーケットの利用促進	フリーマーケット等の情報を発信し、利用促進を図ります。
リターナブルびんの使用促進	市民と事業者を一体として、より効果的な手法の検討を行い、繰り返し使えるリターナブルびんの使用を促進します。
グリーン購入の促進	環境負荷ができるだけ小さい製品など、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」を促進します。
事業者の再使用・再生利用しやすい商品づくりの促進	事業者によるリサイクルしやすい素材を使用した商品づくりや、修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及のための取り組みを促進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。

2. リサイクルの推進

D. リサイクルの推進	
個別施策	内 容
分別排出の徹底	ごみの分別方法や排出日について、より分かりやすい周知啓発を行うことなどにより、分別排出を徹底し、リサイクルを推進します。
事業者の自己責任によるリサイクルの促進	事業所から出される資源ごみ（古紙、ビン、缶など）を、事業者自らがリサイクル処理できるように情報を提供します。
資源物の集団回収運動の促進	町内会や子供会などの資源物回収団体を奨励金の交付により支援し、活動の安定化と回収団体数の増加を図ります。
店頭回収・拠点回収の促進	大型店だけでなく小型店にも資源物の店頭回収を要請し、実施店の拡大を図ります。 また、公共施設等での拠点回収についても維持・整備を図ります。
燃えないごみなどからの資源回収の推進	能代山本広域市町村圏組合に対して、燃えないごみなどを中間処理（破碎）する際は、金属等の資源回収を推進するよう働きかけます。

2) 適正処理の実施

E. 効率的で適正な分別収集	
個別施策	内 容
適正な排出の徹底	家電リサイクル法の対象物やホイール付きタイヤ、消火器、バッテリーなどの処理困難物については、処理方法の周知徹底を図ります。 また、ごみの分別及び処理方法についての相談業務の充実を図ると共に、それぞれの地域で選任された廃棄物減量等推進員の協力も得ながら、市民からの問い合わせに対応していきます。
安全な収集体制の確保	スプレー缶やカセットボンベによる収集車などの火災防止や、割れたガラスなどによる収集作業員の怪我防止のため、危険物の排出方法の周知徹底を図ります。

F. 環境負荷の少ない適正処理	
個別施策	内 容
適正な運転管理	リサイクルセンター、最終処分場の適正な運転管理に努めます。 また、能代山本広域市町村圏組合に対して、中間処理施設（焼却施設、破碎

心がける。

- ・詰め替え製品、量り売り等の商品を積極的に選ぶ。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなど不用品交換の機会を利用する。
- ・繰り返し使えるリターナブルびん（ビールびん、一升びん 等）を積極的に選ぶ。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。

リサイクルの推進

- ・資源物の分別排出を徹底する。
- ・集団資源物回収運動へ積極的に参加する。
- ・資源物の店頭回収や市の拠点回収を積極的に利用する。

適正処理の実施

- ・情報収集に努め、適正な排出について自ら学習する。
- ・隣近所と情報交換をし、助け合って行動する。

不法投棄の防止

- ・地域や市などのごみ清掃ボランティアに参加する。
- ・ごみ出しのマナー向上に努める。

事業者の行動

ごみ減量の推進

- ・マイバッグ運動、簡易包装促進運動に積極的に取り組む。
- ・ばら売り、はかり売りを推進する。
- ・使い捨て容器や食器の使用を抑制する。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。
- ・「食べきり運動」のPR活動を展開し、食品ロスに取り組む。
- ・リサイクルしやすい素材を使用した商品づくりに努める。
- ・修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及に努める。
- ・簡易包装の推進に努める。

リサイクルの推進

- ・資源物の自主回収システムを構築する。
- ・資源物の分別排出を徹底する。

不法投棄の防止

- ・市などのごみ清掃ボランティアに参加する。

市の行動

ごみ減量の推進

- ・市民、事業者の自主的な取り組みが円滑に行われるよう、情報提供などの支援を行う。